

# 協働ロードマップ策定手順書の作成

## 愛知県

人口：7,218,350人

面積：5,115.65km<sup>2</sup>

**担当部署：社会活動推進課**

## 概要

### 1 協働ロードマップ策定手順書の作成

- (1) 愛知県では、NPOとの協働を促進するため、県とNPOが対等な関係で議論し、平成16年5月、全国に先駆けて「あいち協働ルールブック2004」を発行した。

このルールブックに沿って、NPOとの協働を進めてきたが、今後、NPOとの協働の成熟を目指す上で、事業の実施段階における協働はもとより、事業を企画立案する前の段階から中長期的課題を共に協議し、問題意識を共有するとともに、今後の課題解決の方策を探っていくことが重要になってくる。

平成19年2月には、NPOと行政の継続的な協議・検証を行うために設置された「NPOと行政の協働に関する実務者会議」において、「中長期的課題に関するオープンな議論の場」の必要性が示された。

これを受けて、こうした「協議の場」を活用して「協働ロードマップ」づくりを推進し、「あいち協働ルールブック2004」による協働の更なるレベルアップを目指すこととした。

- (2) 平成20年度に学識者やNPO関係者、行政担当者で構成する「協働ロードマップ検討会議」を設置し、NPOと行政との協働の促進を図り、福祉や環境などの様々な分野における「協働ロードマップ」づくりを推進するため必要な手順について検討した。

そして、平成21年3月に、この検討の成果を取りまとめたものを「協働ロードマップ策定手順書」として作成した。

### 2 「協働ロードマップ」とは

行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が、中長期的な視点に立ち、県政各分野における特定課題をテーマに協議することにより、問題意識やビジョンを共有し、連携して公共サービスの向上を目指す方向性を示す行程書である。

## 選定理由

### （総務省コメント）

多様な公共の担い手が社会を支えていくことが求められている今日において、手順書の策定段階から行政とNPOが協働することで、協働の意味を行政職員とNPO双方が真に理解し、将来の課題やビジョンを互いに共有することで協働のレベルアップを図っている。また、ロードマップ策定モデル事業の実施により、更に手順書の改善・改良を行っていかうとする姿勢を評価し、選定した。

## 背景

### 1 政策上の位置付け

- (1) 新しい政策の指針（平成18年3月）の中での取組課題として、「協働ロードマップづくり」を掲げている。

『分権時代の先駆けとなる「新しい公共」のあり方を見極めながら、新たな政策や既存施策の見直しなどについて、様々な主体が協働して取り組むための手順等を示す行動計画（協働ロードマップ）づくりを幅広い県民の理解と共感を得ながら進める。』

- (2) あいち行革大綱2005～後半（平成20～22年度）の取組について～においても、「分権改革～県と市町村の関係の進化と民間との協働の深化～」の中の重点取組事項の一つに掲げている。

『NPOを始めとする様々な主体と行政が連携し、新たな施策の企画立案や地域課題の解決などに協働して取り組むための行動計画として「協働ロードマップ」を策定する。』

### 2 豊かな協働社会を目指して

行政のみでは、きめ細かな住民ニーズに応えられない時代の中で、NPOや住民団体、企業など、意欲と能力を備えた多様な主体が、社会的課題に、先駆的、創造的に取り組む動きが活発化しており、「公共サービス」の提供主体として、行政では対応が難しい地域課題の解決に大きな役割を果たしていくことが期待されている。

これからの持続的な活力ある社会を築いていくためには、「行政」と「市民（住民）」、「企業」が多様な「公共」の担い手として相互に連携を図り、社会を支えていくことが求められており、「新しい公共」をいかに充実し、豊かなものにしていくかが重要な課題となっている。

そこで、環境、育児、介護等の様々な地域課題の解決に向け活躍の場を広げているNPOと行政を中心に、地域コミュニティなど関係する様々な主体の参加も得て協働ロードマップを策定し、また、そのプロセスを通じて、相互に連携し合う関係を作り、公共サービスの充実に努力し合うという機運を醸成することで、「豊かな協働社会の実現」を目指す。

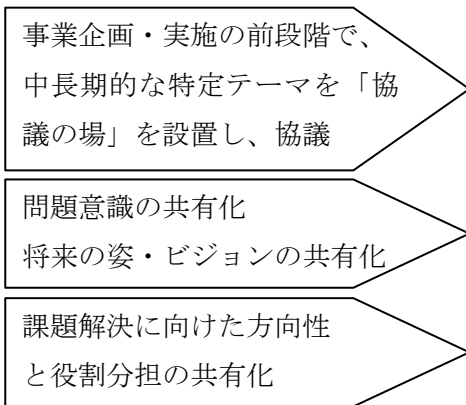
# 具体的内容

## 1 協働ロードマップ策定手順書の構成

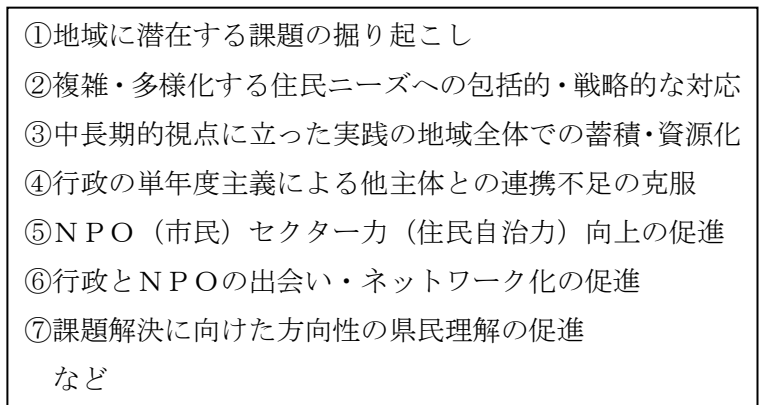
I 協働ロードマップづくりの意義
1 協働の意義
2 NPOと行政の協働の現状、課題
3 協働ロードマップの必要性、意義
4 豊かな協働社会を目指して
II 協働ロードマップの策定手順
1 協働ロードマップの策定主体
2 協議の場の運営
3 事務局・ファシリテーターの役割
4 参加者に求められる姿勢
5 資料の準備と連絡方法
6 協働ロードマップのまとめ方
7 協働ロードマップの活用
8 協働ロードマップづくりの多様な展開
9 協働ロードマップの評価

## 2 協働ロードマップのイメージ

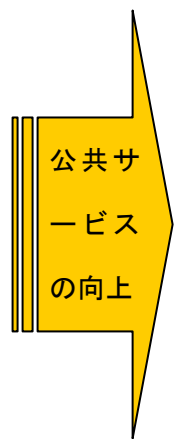
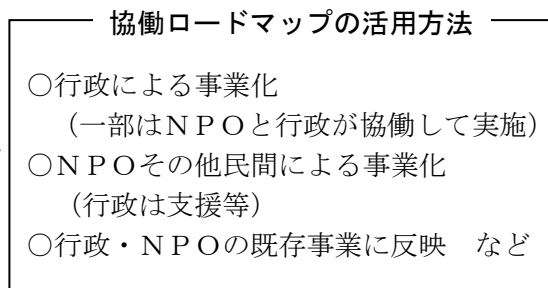
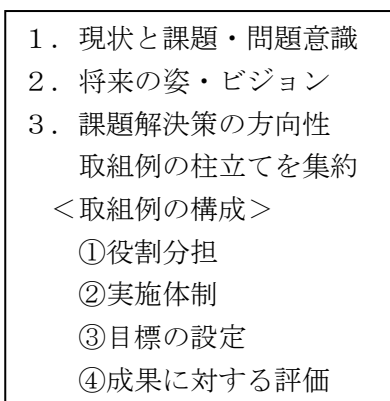
### <特 色>



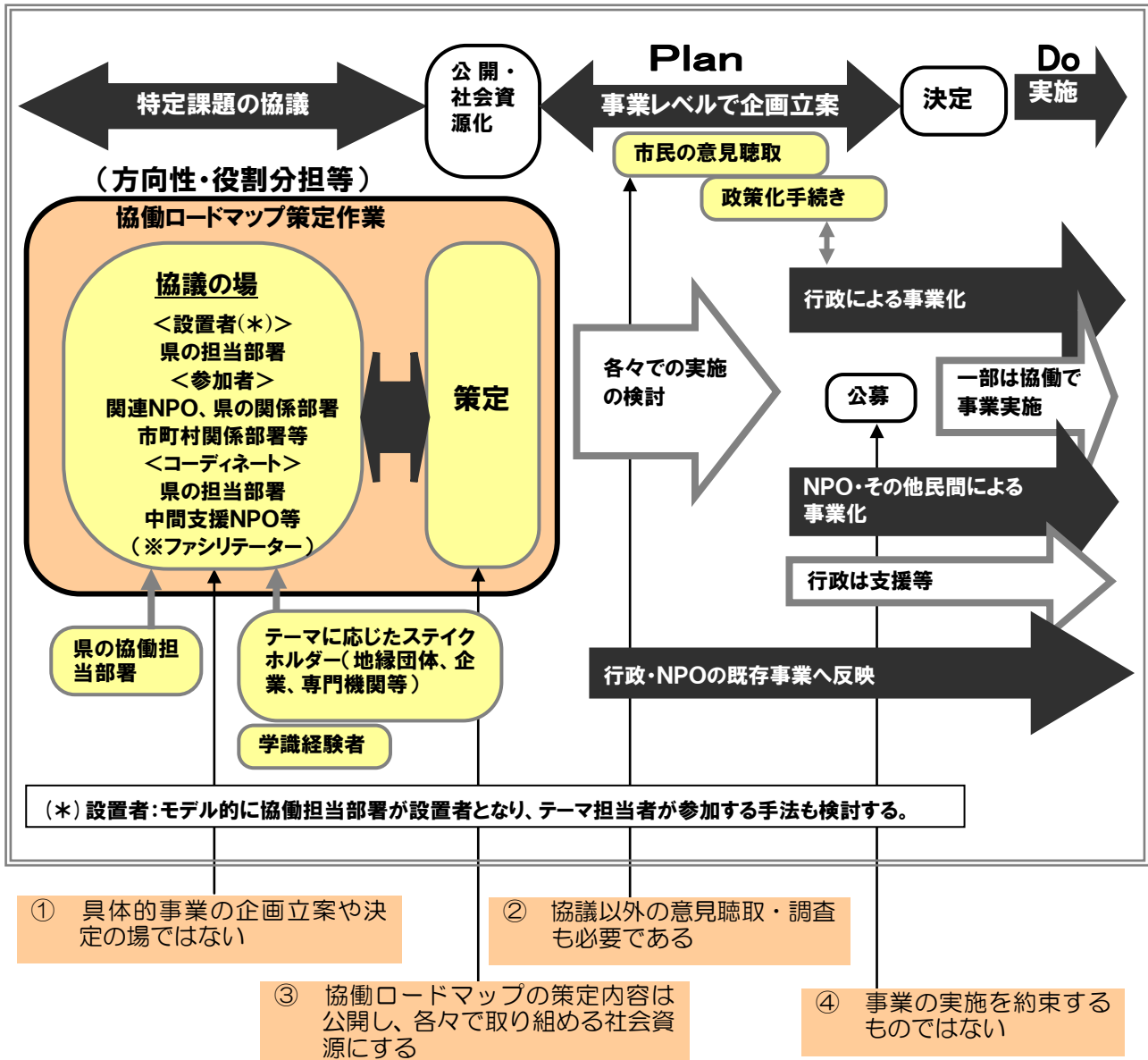
### <協働ロードマップづくりで得られるもの>



### <協働ロードマップの全体構成>



【参考：協働ロードマップ策定と具体的事業化の流れ】



## 取組中の課題・問題点

協働ロードマップ策定手順書は、「協働ロードマップ検討会議」での検討に基づき整理したものであるため、今後、協働ロードマップづくりの実践を進める中で検証等を行い、より実効性のあるものにしていく必要がある。

現在、「協働ロードマップ策定手順書」の全庁的な普及を図るとともに、特定課題ごとの「協働ロードマップ」づくりを促進するため、社会活動推進課と関係部局が連携して、協働ロードマップ策定に係るモデル事業を実施している。

(平成 21 年度協働ロードマップモデル事業)

テーマ	事業概要
要介護状態にない高齢者が利用できる地域の交流の場づくり	要介護状態にない高齢者に対する地域における支援の現状、問題点を洗い出し、今後、閉じこもり状態にある高齢者を含めた地域の高齢者の交流の場づくりについて、行政とNPOのそれぞれの立場がいかに連携を図り、支援していくかについて、協議を行う。
知多半島における生態系ネットワーク形成	平成 21 年 3 月に策定した「あいち自然環境保全戦略」に基づき、本県の生物多様性の保全と持続可能な利用を目指して、NPOと行政が中長期的な視野を持ち、生態系ネットワークの形成に向けて、県全体での協働の手始めに知多半島を対象として、協議を行う。
食と農の理解促進に関する県民ネットワークづくり	農林水産業が有する多面的機能や食料等の生産活動に対する県民の理解を深めるための取り組みを県民（NPO）と意見や情報を交換しながら協働で実施する体制を整えるため、行政と県民（NPO）をつなぐネットワークの構築等、今後の方向性について協議を行う。

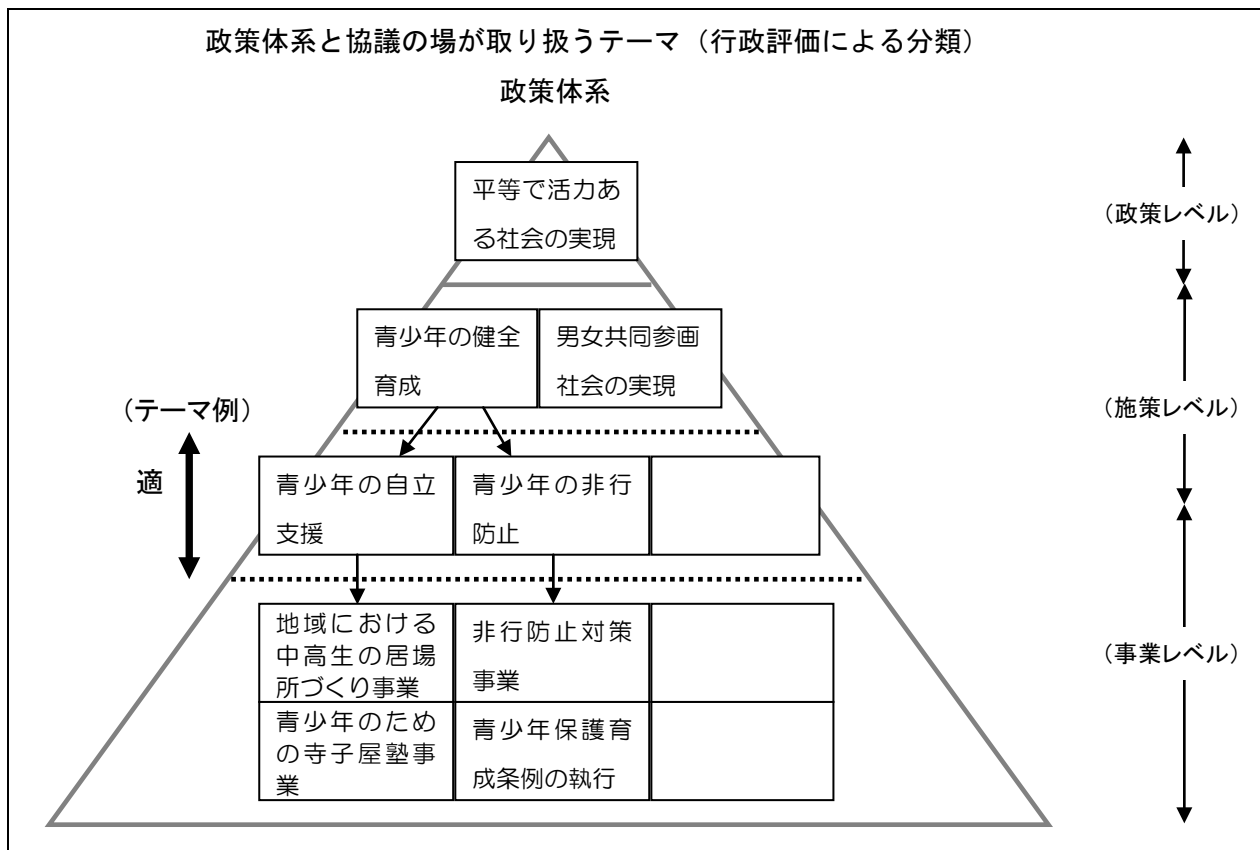
## 工夫点

従来、審議会等の意見を聴きながらプランを作る場合、政策レベルから事業レベルまでの網羅的な計画としたり、また、会議の進行を行政側や委員長・議長が取り仕切っていたが、協働ロードマップづくりにあたっては、NPOや有識者等から、より地域の行政ニーズに密着した意見を引き出すために、次のような工夫をしている。

### 1 テーマの設定

取扱うテーマは、視点を高くし、中長期の将来を展望して議論するため、具体的な事業レベルを超えたものとするが、その一方で視点を高くしすぎると議論の散漫化を招くので、原則として、行政評価体系の「施策レベル」と「事業レベル」の中間領域にある課題をテーマの基本に選定する。

【参考：取り扱うテーマのイメージ】



## 2 ファシリテーターの活用

協働ロードマップ策定のための協議の場においては、異なる立場の参加者が互いの知恵を組み合わせる必要があることから、単なる進行役ではなく、参加者のコミュニケーションを促進し、創造的な議論に導くよう、中立的・側面的に協議の場をサポートすることのできるファシリテーターを置くこととする。

## 効果

協働ロードマップ策定手順書について、様々な機会を利用して職員向けの説明会を行ってきており、NPO等との協議の場の必要性が理解され、職員の意識改革につながっている。

特に事業部局にあっては、これまで、ややもすると行政側の一方的な説明に終始したり、逆に住民からの要望や陳情を聞く場になってしまうことが多かった地域の説明会などにおいても、NPO等と対等な立場で課題解決の方向性を検討していくような姿勢が生じてきている。

## 住民（職員）の反応・評価

平成 21 年度のモデル事業において、協議の場の構成員からは、次のような反応があった。

- a 行政と対等に議論する場が確保されることは大変有意義である。
- b ロードマップの意味が、通常イメージされるものと若干違っているため、最初に構成員間で意識を統一する必要がある。
- c 協議の場に参加する NPO が関係者の意見を代表するわけではないので、他の者からも広く意見を聞く仕組みが必要である。
- d 策定スケジュールにとらわれることなく、必要に応じて協議の場の回数を増やすことも必要である。

## フォローアップ

### 1 モデル事業の実施

協働ロードマップづくりを普及し、実効性のあるものにしていくためには、モデル事業のようなケーススタディを通じて、策定の意義や手順を県政各分野で共有できるものにしていく必要がある。

そこで、平成 21 年度中にモデル事業を行い、その成果を踏まえて、県政各分野における協働ロードマップづくりにつなげていくこととする。

### 2 協働ロードマップの評価

協働ロードマップ策定後、進捗状況についてチェック・評価していく必要があるが、その方法等については、ケーススタディなどの実践を通じて検討していく。

なお、その成果を検証できる段階において、チェック・評価する等の機能を持つ場として再度「協議の場」を持つ必要性についても予め検討しておく。

## 今後の課題

協働ロードマップ策定手順書に基づき、県政各分野における協働ロードマップづくりに取り組んでいくことになるが、その際に次のような点に留意する必要がある。

- 1 協働ロードマップは、本来、PDCAサイクルのP（企画立案）の前段階の位置づけであるが、C（評価）の段階でも再び協議を持つことで、行政からは「数値的な達成度や普及率」、NPOからは「住民の意識の変化」といった異なる情報が持ち寄られ、両者の視点をあわせて質的な評価を充実させることが期待できる。

また、A（改善）についての検討の場として協議の場を持つのも一手法である。中長期的なテーマでの評価を元に将来的な方向性と担い手を再確認する際に、「協議の場」があることで、より正確にその検討を行うことができる。

このC（評価）、A（改善）段階では、当初の協議を土台に評価・検討する必要がある

が、その際に新たな構成員を加えてもよい。

- 2 協働ロードマップの策定は、「策定手順書」に準拠する必要があるものの、テーマの内容やこれまでの取組状況に応じて、必ずしも「協議の場」を新たに設置する必要はなく、既存の仕組み（検討会議、検討委員会等）に「協議の場」の精神・手法を取り込むことで成果を挙げることも可能である。

## 今後取り組む自治体に向けた助言

今後、行政とNPOが協働を進めていく際には、安易な「協働のための協働」や「安上がりな下請け的協働」に陥らないように、お互いが「なぜNPO（行政）と協働するのか」、「NPO（行政）との協働により何を目指すか」という根本的な問題を確認し合うことが重要である。

協働ロードマップづくりは、「協議の場」を通して、問題意識やビジョンを共有することにより、たとえ実現方法は異なるとしても、お互いが目指す方向性は同じであることを確認する作業である。

この策定手順書に沿って協働ロードマップづくりの作業を進めていくことにより、協働のあり方の見直しや意識改革につながるように努めていくとともに、策定手順書自体もブラッシュアップをしていきたい。

## アドレス

<https://www.aichi-npo.jp/>